

11 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

- ・ 解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう求める意見書
- ・ 大雪被害からの早急な農業再建のために、農業支援制度の円滑で確実な実施を求める意見書
- ・ 医療・介護の改悪となる「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の廃止を求める意見書

解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう求める意見書（案）

安倍自・公政権は7月1日、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を強行した。

今回の閣議決定は、「憲法9条もとでは海外での武力行使は許されない」という従来の政府見解を百八十度転換するものである。長い国会論戦を積み重ねて定着・確定してきた憲法解釈を一内閣の閣議決定で覆すことは立憲主義を根底から否定するものであり、到底許されない。

集団的自衛権の行使容認により、日本が武力攻撃を受けていなくとも、自衛隊がアメリカ軍とともに他国の戦争に参戦できる国づくりに踏み出すこととなった。その結果、憲法9条の歯止めによって他国の人を一人も殺さず、一人の戦死者もだすことはなかった自衛隊は、アメリカの戦争のために血を流し、他国の人々に銃口を向けるものとなる。政府は

集団的自衛権の行使容認はあくまで「限定的」なものにすぎないというが、その範囲は政府の判断次第で広がる可能性があり、とても歯止めと言えるものではない。

マスコミの世論調査では、集団的自衛権の行使容認について、反対意見が6割に迫り、反対の世論は広がる一方である。6月28日現在で、157の地方議会から解釈改憲に反対する意見書、決議が上がっており、その数は今も増え続けている。

よって、政府は国民多数の声に真摯に耳を傾け、憲法尊守の立場に立ちかえり、集団的自衛権行使容認の閣議決定をすみやかに撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大雪被害からの早急な農業再建のために、農業支援制度の円滑で確実な実施を求める意見書（案）

今年2月の記録的大雪による甚大な農業被害を受けて、国は農業用施設の撤去・再建に対する支援制度を決定し、各自治体で申請手続きが始まっている。しかしながら、被害農家からは、いまだに撤去費用の助成金すら受け取れないとの訴えとともに、迅速な助成金の支給、申請手続きの簡素化、助成対象の拡大などを求める声

があがっている。国の支援制度ができたものの、実際には被害農家の多くがいまだに助成金支給の見通しすらもてず、農業再建にはほど遠い状況となっている。

また、大規模な被害をうけた県内自治体では、限られた職員体制のなか膨大な事務作業により申請手続きがなかなか進まない状況もうまれて

いる。

よって、国においては、農業支援制度が円滑に実施され、すべての被害農家が確実に再建できるように以下の措置を講じることを強く求める。

一、撤去費用については一刻も早く助成金を支払うとともに、再建のための助成金は仮払いも含めスピード感をもって円滑に支給できるように指導・援助すること。

一、すべての被害農家が確実に再建できるように、支援制度を単年度だけではなく、複数年度でも実施できるように被災農家向けの支援

事業を継続すること

一、土地の貸借やリース施設で農業を営んでいた被害農家は助成対象から除外されているが、国の方針にそって農地貸借によって規模拡大をすすめてきた経緯からも、自営農家と同様の支援策を講じること

一、申請内容の審査など手続きを迅速化するため、人的な支援も含め被害規模の大きな被災自治体への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

医療・介護の改悪となる「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の廃止を求める意見書（案）

今通常国会に於いて「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法案」が可決成立した。これは、医療・介護の大改悪であるという内容の面からも、審議過程の問題点からも認めることのできない法律である。

内容の第一は、高齢者5人に1人が対象となる介護サービス利用料負担の1割から2割への引き上げである。介護の必要な高齢者の生活への大打撃であり、利用抑制を生みかねない改悪である。第二は、要支援1、2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を、介護保険サービスの対象から切り離し、市町村ごとの事業に移すことであり、これは、どこでも平等に介護サービスを受けられる国民の権利を覆すものである。第三は、特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に限定することである。現在特別養護老人ホームへの入所を待ち望む多数の待機者に、重い介護負担を引き続き背負わせるものである。

第四に、医療の面からも、都道府県主導で無理やり病床の再編・削減を進める改悪が盛り込まれ、従わない病院には制裁措置も検討されていることは言語道断である。

政府は持続可能な社会保障制度の確立を図るとしている。しかしこの法律の施行によって、介護難民・医療難民が多数生み出され、その結果、重症化が広がり、かえって医療・介護保険の財政悪化を招くことは必至である。

手続き上も、医療と介護という重要な分野に関わる法律が、関連法として19本一括で審議に付されたことは、国会の審議権の侵害といわざるを得ない。また、高齢者の収入が、年間60万円以上支出を上回るという試算が、介護保険料2割への負担増の唯一の根拠であったが、試算の誤りを指摘され根拠が撤回されたにもかかわらず、法案が無理やり可決されたことも認めることはできない。

政府は、憲法25条にもとづき社会保障の制度の拡充に責任を持ち、国民の生存権を保障する政治に転換すべきである。したがって、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律」廃止を強く求めるものである

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。